別表第11　令第14条の２第11号に規定する絶縁用防具の型式検定の方法

検定項目	検　定　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	構造、機能等を、申請書等により確認する。	構造規格第４条、第５条において準用する第２条及び第３条の規定に適合していること。
2　外観検査	書類審査において確認した構造図と現品を目視、各部の寸法等を測定すること等により照合する。	構造図と現品に差異がないこと。
3　材料強度試験	材料強度を、日本産業規格Ｋ6251（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―引張特性の求め方）若しくは日本産業規格Ｋ6772（ビニルレザークロス）で規定された「引張強さ」、「伸び」等の試験又は製造者より提出された材料の特性データにより確認する。	構造規格第５条において準用する第２条の規定に適合していること。
4　耐電圧試験	耐電圧を、構造規格第３条第２項に定める方法により確認する。	構造規格第５条において準用する第３条第１項の規定に適合していること。
5　表示検査	絶縁用防具の表示を確認する。	構造規格第10条の規定に適合していること。

別表第12の１　令第14条の２第12号に規定する保護帽のうち物体の飛来又は落下による危険を防止するためのものの型式検定の方法

検定項目	検　定　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	構造、機能等を、申請書等により確認する。	保護帽の規格（昭和50年労働省告示第66号。以下この表及び次の表において「構造規格」という。）第４条、第６条及び第８条の規定に適合していること。
2　外観検査	書類審査において確認した構造図と現品を目視、各部の寸法等を測定すること等により照合する。	構造図と現品に差異がないこと。
3　材料検査	各部に使用されている材料の機械的性質、化学的成分等を、構造図、説明書及びあらかじめ行った試験の結果を記載した書面により確認する。	構造規格第２条及び第３条の規定に適合していること。
4　耐貫通性能試験	耐貫通性能を、構造規格第６条に定める試験方法により確認する。 なお、円すい形ストライカの先端の人頭模型への接触の有無の確認は、人頭模型の頭頂部に電気的に接続できる導電性物質を埋め込み、ストライカの先端と人頭模型との電気的接触の有無を指示計等により調べる。	構造規格第６条第１項の規定に適合していること。 なお、ストライカが帽体等を介して人頭模型に接触した場合も構造規格第６条第１項の規定に適合しないものであること。
5　衝撃吸収性能試験	衝撃吸収性能を、構造規格第８条に定める試験方法により確認し、人頭模型に掛かる衝撃荷重を動ひずみ計、電磁オシログラフ等の記録計により測定する。 なお、この記録計は、10パーセントの誤差内で対応する周波数範囲が０ヘルツから2,500ヘルツ以上のものとする。	構造規格第８条第１項の規定に適合していること。
6　表示検査	保護帽の表示を確認する。	構造規格第９条の規定に適合していること。
備考	構造規格第10条に規定する適用除外の認定を受けた保護帽については、適用しないこととされた規定に関する検定の実施に代えて、適用除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

別表第12の２　令第14条の２第12号に規定する保護帽のうち墜落による危険を防止するためのものの型式検定の方法

検定項目	検　定　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	構造、機能等を、申請書等により確認する。	構造規格第５条、第７条及び第８条の規定に適合していること。
2　外観検査	書類審査において確認した構造図と現品を目視、各部の寸法等を測定すること等により照合する。	構造図と現品に差異がないこと。
3　材料検査	各部に使用されている材料の機械的性質、化学的成分等を、構造図、説明書及びあらかじめ行った試験の結果を記載した書面により確認する。	構造規格第２条及び第３条の規定に適合していること。
4　耐貫通性能試験	耐貫通性能を、構造規格第７条に定める試験方法により確認し、試験用ジグの頂部リング上端から、油粘土のくぼみの下端までの距離を深さゲージ等により測定する。 なお、ストライカを落下させる落下点は、ダイヤルゲージ等の測定により選定した最も薄いと思われる場所及び通気孔があるものにあっては通気孔の位置する場所とする。	構造規格第７条第１項の規定に適合していること。
5　衝撃吸収性能試験	衝撃吸収性能を、構造規格第８条に定める試験方法により確認し、人頭模型に掛かる衝撃荷重を動ひずみ計、電磁オシログラフ等の記録計により測定する。 なお、この記録計は、10パーセントの誤差内で対応する周波数範囲が０ヘルツから2,500ヘルツ以上のものとする。	構造規格第８条第１項の規定に適合していること。
6　表示検査	保護帽の表示を確認する。	構造規格第９条の規定に適合していること。
備考	構造規格第10条に規定する適用除外の認定を受けた保護帽については、適用しないこととされた規定に関する検定の実施に代えて、適用除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	